

## 国民年金加入のご案内

20歳になった方には、誕生日の約2週間後に日本年金機構から国民年金(第1号被保険者)に加入したことをお知らせする【国民年金加入のお知らせ】をお送りしますので、同封の納付書等で忘れずに納付してください。



20歳 国民年金へ加入



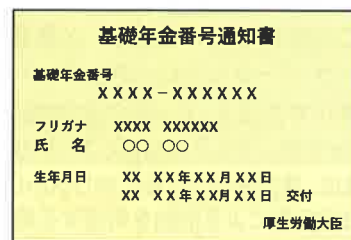
誕生日の約2週間後、  
オレンジ色の封筒が届きます。



保険料を納付してください。  
納付方法は2・3ページをご覧ください。

### 【国民年金加入のお知らせ】に同封する書類

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| ① 納付案内書           | ⑤ 基礎年金番号通知書  |
| ② 口座振替納付申出書       | ⑥ 学生納付特例申請書  |
| ③ 納付書(最大15通)      | ⑦ 免除・納付猶予申請書 |
| ④ 国民年金の加入と保険料のご案内 | ⑧ 返信用封筒      |



※ ⑤ 基礎年金番号通知書は、初めて年金制度に加入する方に発行しています。氏名や生年月日などの個人情報を記載しているため、大切に保管してください。基礎年金番号は、年金加入記録を管理するための番号であり、加入制度が変わっても変更されません。

※ ② 口座振替納付申出書および⑤ 基礎年金番号通知書は別便にてお送りする場合があります。

※ ⑧ 返信用封筒は、② 口座振替納付申出書、⑥ 学生納付特例申請書または⑦ 免除・納付猶予申請書の届出の際にご利用ください。

## 国民年金の意義とメリット

国民年金とは、自分や家族の加齢・障害・死亡などで、経済的に自立した生活が困難になるリスクにそなえ、すべての国民が加入し支え合う仕組みです。

### 〈メリット〉

老後を支える終身保障！

万が一の障害や遺族を保障！

納めた保険料の全額が所得から控除！

基礎年金の半分は国(税金)が負担！

## 保険料の納付義務について

日本国内にお住いの20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等(第1号被保険者)は、国民年金に加入し、保険料を納付することが義務付けられています。

国民年金保険料の納付期限は「納付対象月の翌月末」と法律で定められております。また、納付期限から2年が経過すると時効により納められなくなります。(令和7年度の保険料は、月額17,510円です。)

国民年金保険料を未納のままにすると、病気やケガで障害が残ったときに保障される障害年金などを受け取れない場合がありますので、ご注意ください。

### 〈納付方法について〉

国民年金保険料の納付方法は、3種類から選ぶことができます。  
詳しくは2・3ページをご覧ください。

### 〈納付が困難な方へ〉

経済的に納付が困難な場合は、学生納付特例や免除・猶予を申請することにより、納付が免除・猶予されます。  
詳しくは4ページをご覧ください。

## 世帯主または配偶者の方へ 連帯納付義務について

本人に世帯主または配偶者がいる場合、国民年金保険料を連帯して納付する義務があります。(国民年金法第88条)

※国民年金保険料は家族の分も納付することができ、家族の分もまとめて確定申告や年末調整の控除対象となります。



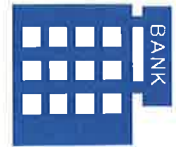
# 保険料の納付について

## 納付方法

納付方法は、以下の3つからお選びください。

口座振替・クレジットカードによる納付は、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。

### 1 口座振替



納付書・クレジットカードによる納付よりも、さらに割引されるお得な方法です！

#### 〈申込方法〉

- ・「口座振替納付申出書」に必要事項を記入・押印し、お近くの年金事務所、金融機関または郵便局へご提出ください。
- ・マイナポータルとねんきんネットを連携することで、マイナポータルを経由した「ねんきんネット」上での口座振替申出の手続きができます。(一部の金融機関では対応できません。)

※マイナポータルとねんきんネットの連携は20歳到達月の翌月中旬以降に可能となるので、オンラインにて口座振替を希望される場合は、連携を行った後に申し込みしてください。

※口座振替による前納を希望する場合、いつでもお申し込みができ、振替開始時から年度末(又は翌年度末)までの保険料をまとめて振替できます。

※お手続きは20歳の誕生日前日からできます。

※口座振替が開始されるまで、1~2カ月程度かかります。口座振替が開始されるまでは納付書で納める必要があります。

### 2 クレジットカード



納付書で納付した場合と同じ割引額になります。

#### 〈申込方法〉

「クレジットカード納付(変更)申出書」に必要事項を記入し、年金事務所へご提出ください。

※クレジットカードによる前納を希望する場合、いつでもお申し込みができ、立替納付開始時から年度末(又は翌年度末)までの保険料をまとめて立替納付できます。

※お手続きは20歳の誕生日前日からできます。

※立替納付が開始されるまで、2カ月程度かかります。立替納付が開始されるまでは納付書で納める必要があります。

### 3 納付書



納付書は金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口、電子納付(ペイジー、インターネットバンキング等)、またはスマートフォンアプリによる電子決済が利用できます。

#### ①金融機関

全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合

#### ②コンビニエンスストア等

全国のコンビニエンスストア(詳しくは納付書裏面をご確認ください)

#### ③電子納付(Pay-easy)

同封の納付書に記載されている「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」をPay-easy対応のATMかインターネットバンキングの画面に入力するだけで納付できます。

#### ④電子決済(スマートフォンアプリによる納付)

同封の納付書とスマートフォンがあれば、決済アプリを利用して納めることができます。

〔対象決済アプリ〕(令和7年4月現在)

AEON Pay、au PAY、d払い®、PayB※1、PayPay※2、楽天ペイ

※1 金融機関等が提供するアプリを含みます。

詳細は、PayBのホームページ( [PayB 金融機関 検索](https://payb.jp/finance/) <https://payb.jp/finance/>)をご覧ください。

※2 PayPayマネーライトでは納付できませんので、ご注意ください。



①決済アプリを起動



②納付書に記載されている  
バーコードを読み取る



③決済内容を確認

**本人名義以外の口座、クレジットカードでも申込み可能です！！**

※クレジットカード名義人が本人・配偶者以外の場合は、電話または同意書によるカード名義人の同意が必要です。

同意書は、日本年金機構ホームページ「申請・届出様式」からダウンロードできます。

※上記の詳しい内容については、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)をご覧ください。

# 保険料の納付について

## 保険料が割引される保険料の前払い(前納)制度

保険料をまとめて前納することで割引されるお得な制度があります。  
納付方法により割引額が変わります。詳しくは下表をご覧ください。

国民年金の保険料額、前納制度および  
納付方法は**こちら**※5  
[https://www.nenkin.go.jp/tokuset  
su/kokunen\\_hokenryo.html](https://www.nenkin.go.jp/tokuset<br/>su/kokunen_hokenryo.html)



〈口座振替・クレジットカード・納付書で納めた場合の納付額と割引額〉 〈令和7年度〉

| 納付方法         |      | 1カ月     |       | 6カ月                   |        | 1年        |        | 2年※1      |         |
|--------------|------|---------|-------|-----------------------|--------|-----------|--------|-----------|---------|
| 対象期間※4       |      |         |       | 4月～9月分、<br>10月～当年度3月分 |        | 4月～当年度3月分 |        | 4月～翌年度3月分 |         |
|              |      | 保険料額    | 割引額   | 保険料額                  | 割引額    | 保険料額      | 割引額    | 保険料額      | 割引額     |
| ① 口座振替       |      | 17,450円 | 60円※3 | 103,870円              | 1,190円 | 205,720円  | 4,400円 | 408,150円  | 17,010円 |
| ② クレジットカード※2 |      | 17,510円 |       | 104,210円              | 850円   | 206,390円  | 3,730円 | 409,490円  | 15,670円 |
| ③ 納付書※2      | 前納   | 17,510円 |       | 104,210円              | 850円   | 206,390円  | 3,730円 | 409,490円  | 15,670円 |
|              | 毎月払い | 17,510円 |       | 105,060円              |        | 210,120円  |        | 425,160円  |         |

- ※1 2年分の保険料を前納すると、1カ月分の保険料額(17,510円)と同程度の割引が受けられます。
- ※2 クレジットカードまたは納付書で毎月納付する場合は、割引がありません。
- ※3 国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、**当月末に口座振替する方法の「早割」の場合、各月60円の割引が受けられます。**
- ※4 保険料を前納する場合の対象期間については、前納の保険料で納付する月分から最大で当年度末の3月分(2年前納の場合は、翌年度の3月分)までとなります。
- (例)5月に国民年金へ加入し、口座振替による1年前納を希望された方について、8月分から口座振替が開始される場合は、定額保険料で振替となる7月分と、前納の対象である8月分から当年度末の3月分までの計9カ月分を一括振替します。なお、5月分と6月分の保険料については納付書で納付する必要があります。(翌年度から口座振替による1年前納となります。)
- 詳しくは、表右上の二次元コードから日本年金機構のホームページをご確認ください。
- ※5 国民年金保険料は名目賃金の変動に応じて毎年度改定されます。最新の保険料額については、表右上の二次元コードから日本年金機構のホームページをご確認ください。

### <納付書による前納に関する留意事項>

- 納付書による保険料の前納は申出月からの開始となります。  
20歳到達月(20歳の誕生日の前日が属する月)から前納を希望される場合は、**20歳到達月中にお申し出ください。**
- 誕生日の約2週間後にお送りする【国民年金加入のお知らせ】には、20歳に到達した年度の納付書を同封しており、翌年度末までの保険料を前納するための納付書は同封していません。ご利用の際はお近くの年金事務所へお問い合わせください。
- 納付書の使用期限までに納付が出来なかった場合は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。  
ご相談いただいた時点での、前納が可能な期間をご案内させていただきます。  
※ 納付書の使用期限となる月末のご相談については、ご希望に添えない場合がありますので、お早めにお申し出ください。

## 年金額を増やせる付加年金

定額保険料(令和7年度17,510円)に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

付加年金額(年額)は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算し、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

お手続きについては、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

### <付加年金に関する留意事項>

付加年金は申出月からの開始となります。

20歳到達月(20歳の誕生日の前日が属する月)からの納付を希望される場合は、20歳到達月中にお申し出ください。

# 保険料の免除・猶予制度について

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

## 〈メリット〉

- 免除・納付猶予や学生納付特例が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るための期間に算入されます。
- 免除・納付猶予や学生納付特例が承認された期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が起こった場合、障害年金や遺族年金を受け取ることが可能です。

## 免除制度の種類

### 1 学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

在学中の学校等が学生納付特例の代行事務を行う法人として指定を受けている場合は、学校等で申請書の提出ができます。指定を受けている学校等は日本年金機構ホームページで確認できます。

「学生納付特例」と「未納」の違い

|                               | 納付          | 学生納付特例制度     | 未納           |
|-------------------------------|-------------|--------------|--------------|
| 老齢・障害・遺族基礎年金の<br>受給資格期間に含まれるか | ○<br>(含まれる) | ○<br>(含まれる)  | ×<br>(含まれない) |
| 老齢基礎年金の<br>年金額の計算に含まれるか       | ○<br>(含まれる) | ×<br>(含まれない) | ×<br>(含まれない) |

### 2 免除(全額免除・一部免除)制度

学生以外の方で本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合等に、保険料が全額免除または一部免除になります。なお、一部免除は、減額された保険料を納めないと未納期間となりますので、必ず納めてください。

### 3 納付猶予制度

学生以外の50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの所得が一定額以下の場合等に、保険料の納付が猶予されます。

## 申請方法

申請窓口は、お住まいの市(区)役所もしくは町村役場、または年金事務所です。(申請は郵送で行えます。)

マイナポータルとねんきんネットを連携することで、スマートフォンやパソコンからマイナポータルを利用した電子申請もできます。

(マイナポータルとねんきんネットの連携は20歳到達月の翌月中旬以降に可能となるので、電子申請を希望される場合は、連携を行った後に申し込みしてください。)

## 免除・納付猶予(学生納付特例)の期間の年金額を増やせます

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例が承認された期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額になります。納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

ただし、将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば、免除・納付猶予や学生納付特例が承認された期間の保険料をさかのぼって納めることができる「追納制度」があります。

※保険料の免除・納付猶予や学生納付特例が承認された期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早めの追納をお勧めします。

日本年金機構ホームページ内に、年金制度の案内やメリットを紹介した動画があります！

動画が視聴できるページはコチラ (<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>)



お問い合わせは、お近くの年金事務所の国民年金課へ  
(<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>)

2505 1016 007